

【厚生労働大臣の定める掲示事項】

★ 入院基本料について

当院の看護職員（看護師及び准看護師）の配置は次のとおりです。

病棟（病床区分）	1日に勤務している看護職員の人数	看護職員一人当たりの受け待ち患者数	
		9時00分～17時00分	17時00分～9時00分
障害者施設等入院基本料（10対1） （注9にかかる看護補助加算）	13人以上	5人以内	11人以内

当院の看護補助職員の配置は次のとおりです。

病棟（病床区分）	1日に勤務している看護補助職員の人数	看護補助職員一人当たりの受け待ち患者数	
		9時00分～17時00分	17時00分～9時00分
障害者施設等入院基本料（10対1） 看護補助加算30対1（夜間75対1）	6人以上	15人以内	60人以内

★ 入院時食事療養費について

当院では、入院時食事療養費（I）の届出を行っております。

管理栄養士によって管理された食事を適時（朝食：午前7時、昼食：午後11時、夕食：午後5時）、適温で提供しています。

★ 明細書発行体制について

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、2022年4月1日より領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行することと致しました。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、2022年4月1日より明細書を無料で発行することと致しました。発行を希望される方は会計窓口にてその旨お申し付けください。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、御理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、自己負担のある方で明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。

★ 後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用、一般処方名による処方箋の発行、長期処方・リフィル処方せんについて

当院では、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。

後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（一般的な名称により処方箋を発行すること）を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。

当院では患者様の状態に応じ、28日以上長期の処方を行うこと、リフィル処方箋を発行することのいずれの対応も可能です。なお長期処方やリフィル処方せんの交付が対応可能かは病状に応じて担当医が判断致します。

★ 医療情報取得加算について

当院はマイナンバーカードによる保険証（マイナ保険証）の利用や問診票などを通じて患者様の診療情報を取得・活用し、質の高い医療の提供に努めています。2024年6月より医療情報取得加算として以下の通り、診療報酬点数を算定します。

【マイナ保険証を利用する場合】初診時：1点、再診自：1点（3月1回） 【マイナ保険証を利用しない場合】初診時：3点、再診自：2点（3月1回）

★ 入退院支援について

当院では、患者様が安心・納得して退院し、早期に住み慣れた地域で療養や生活を継続できるように、入院早期より退院困難な要因を有する患者様を抽出し、退院支援を行っております。各病棟の退院支援担当者は次のとおりです。

病床区分	障害者施設等入院基本料（10対1）（注9にかかる看護補助加算）
退院支援担当者	青木 真希（看護師） ・ 石川理子（社会福祉士）

★ 入院期間が180日を超える入院に係る選定療養費について

≪障害者病棟等入院基本料 2,063円/日（税込）≫

同じ病気で180日を超えて入院されている患者様には、入院医療費の一部（入院基本料の15%）を選定療養費として自己負担していただくこととなります。

★ かかりつけ医としての取り組みについて

当院はかかりつけ医として次のような取り組みを行っています。

- 1) 健康診断の結果に関する相談、健康管理に関する相談、予防接種に関する相談などに応じます。
- 2) 必要に応じて、専門の医師または医療機関をご紹介します。
- 3) 介護・保健・福祉サービスの利用に関するご相談に応じます。主治医として介護の意見書の作成を行っています。
- 4) 診療時間外（夜間・休日）の問い合わせへの対応を行っています。
- 5) 他の医療機関の受診状況およびお薬の処方内容を把握した上で服薬管理を行います。

※厚生労働省や大阪府のホームページで、かかりつけ医機能を有する医療機関などの地域の医療機関が検索できます。

【大阪府医療機関情報システム】 <https://www.mfis.pref.osaka.jp/apqq/qq/men/pwtpmenult01.aspx>

★ 医療安全に関するご相談について

当院の医療安全に関するご意見・ご相談などについては、下記の担当者がお受けいたします。

院長・医療安全管理者：末廣 慎悟
看護師長：橋本 美香
看護主任：橋本 初枝
地域連携室：石川 理子
事務課長：林 武留

★ 敷地内全面禁煙について

当院では病院敷地内全体の禁煙を実施しております。

健康増進法第25条において「病院、学校、官公庁など多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう努力しなければならない」と規定されました。

患者様、ご家族様およびお見舞いの方々、地域住民のみなさま、病院職員すべての人々の健康を守るため、敷地内禁煙にご理解・ご協力をお願いいたします。

★ マイナンバーカードの健康保険証利用について

当院では、マイナンバーカードを健康保険証としてご利用いただけます。マイナンバーカードを健康保険証として利用される場合は、事前に厚生労働省ホームページにて健康保険証利用の申し込みを済ませていただきますようお願いいたします。

詳しくは、マイナポータルサイトへアクセスして下さい。 【https://myna.go.jp/html/hokenshoriyou_top.html】

◎マイナンバーカードでできること

- ・より良い医療を受けることができます！（医師等から総合的な診断や重複する投薬を回避した適切な処方を受けることができます。）
- ・窓口で限度額以上の支払いが不要になります！（高額な医療費の一時的に自己負担や、役所で限度額適用認定証の申請手続きが不要です。）
- ・マイナポータルで確定申告の医療費控除が簡単にできます！（領収証を保管・提出する必要がなく、簡単に医療費控除申請の手続きができます。）
- ・就職・転職・引越後も健康保険証等としてずっと使えます！（新しい健康保険証等の発行を待たずに、医療機関・薬局で利用できます。）

★ 協力対象施設入所者入院加算について

当院では、協力対象施設入所者入院加算の届出を行っております。

下記介護保険施設の協力医療機関として定められており、当該介護保険施設において療養を行っている患者様の病状の急変等に24時間対応する体制を取っております。協力医療機関として定められている介護保険施設の名称は以下の通りです。

○社会福祉法人育福会 特別養護老人ホーム コティコート茨木東
大阪府茨木市鮎川1丁目12番7号
<https://www.ikufuku.or.jp/ibaraki/>

★特別の療養環境の提供について 差額室料一覧（1日あたり）

病棟	病室	部屋人数	金額（税込）
2階病棟	200号室	個室	4,400円
	201号室	個室	4,400円
	202号室	個室	4,400円
	203号室	3人部屋	1,100円
	203B号室	個室	4,400円
3階病棟	301号室	3人部屋	1,100円
	302号室	個室	4,400円
	303号室	個室	4,400円
	305号室	個室	4,400円
	306号室	個室	4,400円
	307号室	個室	4,400円

※1日あたりとは、午前0時～午後12時までで、1泊2日の場合は入院日数2日とカウントします。

★保険外負担について

証明書・診断書等	単位	文書料（税込）
入院証明書	1枚	5,500円
診断書（保険会社指定用紙、年金診断書等）	1枚	5,500円
死亡診断書	1枚	5,500円
後遺障害診断書	1枚	5,500円
診断書（病院用紙）	1枚	3,300円
自賠責用明細書・診断書	各1枚	各5,500円
通院証明書（保険会社指定用紙）	1枚	3,300円
おむつ使用証明書	1枚	1,100円
臨床調査個人票（新規・更新）	1枚	2,200円
支払証明書	1枚	550円
医療等の状況	1枚	0円
保険会社病歴説明（面談料）	1件	5,500円

名称	単位	金額（税込み）
画像データコピー（CD-R）	1枚	1,000円
コピー代（モノクロ）	1枚	25円
コピー代（カラー）	1枚	50円
診察券再発行	1枚	50円
エンゼルケア	1回	11,000円
イヤホン	1個	200円

その他
コルセット・サポーター等 注文制作の場合、別途装具制作会社への支払いとなります。
ステッキ・松葉づえ等 保証金5,000円。返却時に1日100円にて清算します。

★医師の負担軽減及び処遇改善に関する取り組み

当院では医師の負担軽減及び処遇改善のため、下記の項目について取り組みを行っています。

医師の負担軽減及び処遇改善に関する体制

- 1) 職員の負担軽減及び処遇改善に関する医師の働き方改革に関する委員会の設置・・・4ヶ月に1回開催、医師が参加
- 2) 医師の勤務状況の把握・・・勤務時間、残業時間、当直に関する配慮等
- 3) 医師労働時間短縮計画策定、職員に対する計画の周知

医師の負担軽減及び処遇改善に関する具体的な取組事項

- 1) 医師と医療関係職種、医療関係職種と事務職員等における役割分担
 - ・初診時の予診の実施
 - ・静脈採血等の実施
 - ・入院の説明の実施
 - ・検査手順の説明の実施
 - ・看護師による特定行為の実施
 - ・服薬指導等
 - ・その他
- 2) 各診療科連携を確保した勤務体制づくり
- 3) 勤務計画上、連続当直を行わない勤務体制の実施
- 4) 当直翌日が所定の勤務日の場合、所定休日とする勤務体制の見直し
- 5) 長時間労働を行う医師への面接指導体制の整備
- 6) 医師事務作業補助者の配置
 - ・医師事務作業補助者による医師の事務作業等を補助することによる医師の負担軽減体制の整備の実施
- 7) 妊娠、子育て、介護中の医師に対する配慮・・・
 - ・超過勤務、深夜勤務への配慮
 - ・育児短時間勤務、部分休業制度
 - ・介護休暇、介護時間制度
 - ・男性育児休業の促進
 - ・復職時の所属長面談実施

職員に対する取り組み周知院内掲示における周知

院内掲示における周知

★看護職員の負担軽減及び処遇の改善に資する取り組み

看護職員の負担軽減及び処遇の改善を図るため、次の通り取り組みを実施していくこととする。

看護職員の負担軽減及び処遇の改善に関する責任者

院長：末廣 慎悟 副院長兼看護部長：青野 裕子

役割分担推進のための委員会を下記メンバーで設置

医師、病棟看護師、外来看護師、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、管理栄養士、MSW、理学療法士、事務長もしくは事務職員

勤務環境・処遇の改善

- 1) 妊娠、子育て中、介護中の看護職員に対しての配慮

- ・勤務形態について個別相談、対応
 - ・時短勤務、育児休業延長ほか
 - ・子の看護休暇
- 2) 勤務形態の配慮
- ・時短勤務や夜勤免除などの対応
- 3) 看護職員の適正配置
- ・看護職員の募集活動や採用活動
 - ・人員について配置基準より余剰をもった配置数とする。
- 4) メンタルサポート
- ・年1回厚生労働省のストレスチェックを行う。

非常勤看護師・非常勤看護助手の積極的採用

看護師・看護助手の人手不足を考慮し、短時間勤務を希望する職員の採用を積極的に行う。また短時間労働での勤務を導入することにより介護・子育てを行っている職員が早期に現場復帰できるように考慮する。

看護補助者の業務範囲

次に掲げる業務については、夜勤帯を除き看護補助者が中心となって実施することとする。

- ・各種介助（入浴、食事、排泄、清拭、洗面）
- ・おむつ交換
- ・寝具リネンの交換
- ・体位変換や車いす、ベッドなどへの移乗
- ・患者の病棟外への送迎（リハビリ、検査等）
- ・患者の行動の見守り、付き添い

外来看護師の病棟への応援

午後は外来診療がないため、病棟の状況に応じて業務の応援をする。主な業務は次の通りである。

- ・経管栄養
- ・処置（褥瘡処置含む）
- ・採血（院内採血）
- ・緊急入院の対応

看護職員と他職種との業務分担

- ・薬剤師との連携：配薬や持参薬、退院薬などの薬剤管理
- ・臨床工学士との連携：医療機器の点検整備
- ・検査技師との連携：検体と依頼伝票のチェック
- ・SPDとの連携：病棟で使用する資材を事務よりSPDへ発注
- ・リハビリ職種との連携：患者移乗の方法の指導、看護職員への腰痛予防対策